

監 事 意 見 書

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

機 構 長 金 田 章 裕 殿

私ども監事は、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律附則第2条第5項並びに独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立国語研究所の平成21年4月1日から平成21年9月30日までの平成21事業年度（最終事業年度）の決算について監査を実施し、協議のうえ本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、平成21年11月27日に人間文化研究機構国立国語研究所長及び関係部署から業務実績並びに財務諸表等について説明を受けました。

また、平成21年12月1日に会計監査人あずさ監査法人から、平成21年9月30日に終了した平成21事業年度（最終事業年度）の財務諸表等について、報告を受け検討を加えました。

2. 監査の結果

(1)財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）については、独立行政法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成され、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示していることを認めます。

(2)利益の処分に関する書類については、法令に適合しているものと認めます。

(3)事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(4)決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

(5)業務の執行については、不正の行為がなく、かつ、法令に違反する重大な事実は認められません。

平成21年12月 2日

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

監 事 松 澤 員 子

監 事 新 保 博 之